



報道機関 各位

記者発表資料

平成30年 2月13日 (火)

【消防の結果について】

【保健福祉の結果について】

【建築の結果について】

問合せ先：査察指導課

問合せ先：生活福祉課

問合せ先：建築行政課

担当：白石・野口・矢部

担当：清水・小林・山田

担当：荒井・鈴木・安藤

電話：833-7038

電話：829-1845

電話：829-1534

内線：5641

内線：3024

内線：3636

札幌市下宿火災に伴う特別査察を実施しました

さいたま市では、平成30年1月31日に発生した札幌市内における下宿火災を踏まえ、類似火災の防止及び人命危険を排除することを目的として、消防局、保健福祉局及び建設局とともに特別査察を実施し、違反があった施設に是正指導を行いました。

なお、違反のあった施設に対しては引き続き是正指導を行い、建物利用者及び近隣住民の安心・安全を図ってまいります。

記

1 実施日時

- (1) 日 時：平成30年2月2日（金）から平成30年2月9日（金）まで
- (2) 実施地域：さいたま市内
- (3) 実施対象物：さいたま市内における消防法施行令別表第1(5)項ロ（寄宿舍、下宿又は共同住宅）のうち、「社会福祉法第2条第3項第8号」に規定する無料低額宿泊所等 計69施設
- (4) 実施者：消防局、保健福祉局及び建設局

2 違反指摘施設数

査察実施施設数：69施設

違反指摘施設数：14施設

※内容について、以下のとおりとなります。

3 違反指摘及び是正状況【消防局】

- (1) 査察実施施設数：69施設
- (2) 違反あり：4施設（消防法）
- (3) 違反指摘内容

防火対象物使用開始届出書未届出	2施設
消防訓練未実施	1施設
自動火災報知設備感知器未警戒	1施設
誘導灯未設置	1施設

(4) 是正状況

違反のあった施設に対し、引き続き是正指導を行います。

4 違反指摘及び是正状況【建設局】

- (1) 査察実施施設数：69施設
- (2) 違反あり：12施設（建築基準法）
- (3) 違反指摘内容
 - 防火規定（防火区画）に関するもの 2施設
 - 避難規定（非常用の照明装置等）に関するもの 12施設
- (4) 是正状況
 - 違反のあった施設に対し、引き続き是正指導を行います。

5 調査状況【保健福祉局】

- (1) 調査施設数：69施設
- (2) 調査時の説明事項
 - ・施設運営上の留意事項の再周知
 - ・施設利用者に対する災害時の避難行動の周知
 - ・避難訓練の実施勧奨 等